

横浜市建築基準条例 新旧対照表

※ 下線部分が改正部分

H28.5.25 改正 (H28.6.1 施行)

旧	新
(避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する基準の適用の特例) 第 53 条の 7 令 <u>第 129 条の 2 第 1 項</u>に規定する建築物の部分については、第 19 条（診療所及び児童福祉施設等を除く。）、第 27 条第 2 項（廊下の幅に限る。）、第 35 条第 1 項から第 4 項まで、第 36 条第 1 項から第 4 項まで（同項第 2 号及び第 3 号を除く。）、第 38 条第 2 項及び第 43 条の 2 の規定は、適用しない。	(避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する基準の適用の特例) 第 53 条の 7 令 <u>第 129 条第 1 項</u>に規定する建築物の部分については、第 19 条（診療所及び児童福祉施設等を除く。）、第 27 条第 2 項（廊下の幅に限る。）、第 35 条第 1 項から第 4 項まで、第 36 条第 1 項から第 4 項まで（同項第 2 号及び第 3 号を除く。）、第 38 条第 2 項及び第 43 条の 2 の規定は、適用しない。
(避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用の特例) 第 53 条の 8 令 <u>第 129 条の 2 の 2 第 1 項</u>に規定する建築物については、第 16 条第 2 項（病院、診療所及び児童福祉施設等を除き、令第 112 条第 13 項に規定する構造物に限る。）、第 17 条第 2 項（診療所及び児童福祉施設等を除き、令第 112 条第 12 項に規定する構造物に限る。）、第 19 条（診療所及び児童福祉施設等を除く。）、第 27 条第 2 項（廊下の幅に限る。）、第 33 条第 2 項、第 35 条第 1 項から第 4 項まで、第 36 条第 1 項から第 4 項まで（同項第 2 号及び第 3 号を除く。）、第 38 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項、第 39 条、第 40 条第 1 項（出口の幅の合計に限る。）及び第 2 項、第 43 条の 2 並びに第 51 条第 1 号（第 16 条第 2 項を準用する場合においては令第 112 条第 13 項に規定する構造物に、第 17 条第 2 項を準用する場合においては令第 112 条第 12 項に規定する構造物に限る。）の規定は、適用しない。	(避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用の特例) 第 53 条の 8 令 <u>第 129 条の 2 第 1 項</u>に規定する建築物については、第 16 条第 2 項（病院、診療所及び児童福祉施設等を除き、令第 112 条第 13 項に規定する構造物に限る。）、第 17 条第 2 項（診療所及び児童福祉施設等を除き、令第 112 条第 12 項に規定する構造物に限る。）、第 19 条（診療所及び児童福祉施設等を除く。）、第 27 条第 2 項（廊下の幅に限る。）、第 33 条第 2 項、第 35 条第 1 項から第 4 項まで、第 36 条第 1 項から第 4 項まで（同項第 2 号及び第 3 号を除く。）、第 38 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項、第 39 条、第 40 条第 1 項（出口の幅の合計に限る。）及び第 2 項、第 43 条の 2 並びに第 51 条第 1 号（第 16 条第 2 項を準用する場合においては令第 112 条第 13 項に規定する構造物に、第 17 条第 2 項を準用する場合においては令第 112 条第 12 項に規定する構造物に限る。）の規定は、適用しない。